

令和8年度

就学援助申請のご案内

宗像市では、経済的な理由により学用品費・給食費等を負担することが困難な児童生徒の保護者に就学費用を援助します。

※宗像市は特別支援教育就学奨励費も同制度に含めて実施しています。

※入学前支給を認定された方も新たな申請が必要です。



対象者

- ☑ **必須** 宗像市内に住所を有し、小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者
- ☑ 前年の生計同一世帯の所得合計が、生活保護基準額の1.4倍以下
- ☑ 休職や退職等により家計が急変し、所得が認定の基準を満たす保護者
※家計急変での申請を希望される方は、まずは教育支援室までお問い合わせください。

◆収入の目安(給与収入の場合)

※あくまで目安の金額なので、収入を超えていても認定となる場合があります。(逆ケースもあります。)

世帯人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
収入の 目安 (年収)	就学援助	306万円	395万円	445万円	498万円	541万円	581万円
	特別支援教育 就学奨励費	515万円	654万円	732万円	815万円	894万円	957万円

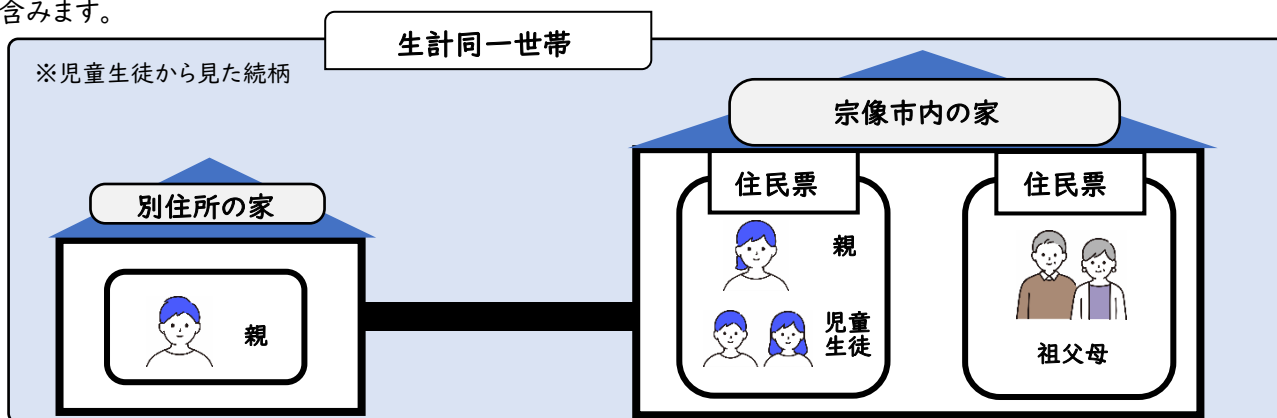
※ひとり親世帯や賃貸住宅にお住まいの方は、必要書類を提出していただくことで認定基準が緩和します。

(ひとり親世帯の場合は、約40万円、賃貸住宅の場合は、約80万円を上記の収入の目安に加算します。)

※特別支援教育就学奨励費の基準は児童生徒が特別支援学級に在籍する場合に適用されます。

◆生計同一世帯とは

生計同一世帯とは、同じ住所に住む直系親族のことをさします。祖父母等とは住民票上別世帯でも、同じ住所の場合は同一世帯とみなします。なお、単身赴任などにより、同じ家に住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一世帯に含みます。



※祖父母と同居している場合でも、二世帯住宅等で光熱水費の支払いを分けている場合は同一世帯として含めません。

(根拠書類として直近3ヶ月分の領収書を提出していただきます。)

※扶養している別住所の家族(大学生の兄弟姉妹等)がいる場合、必要書類を提出していただくことで、生計同一世帯として審査することも可能です。

主な支給費目

費目	支給金額(年額)		備考
	小学生	中学生	
学用品費	11,630 円	22,730 円	
通学用品費(1,7年以外)	2,270 円	2,270 円	
校外活動費	1,600 円	2,310 円	
新入学児童生徒学用品費 (1,7年のみ)	64,300 円	81,000 円	3月受給済みの方は差額分を支給
給食費	—	57,350 円	
オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円	各世帯ごとに支給
修学旅行費	実費	実費	キャンセル料は対象外
合計金額 (目安)	1,7年	94,800 円	180,660 円
	1,7年以外	30,500 円	99,660 円

※上記金額は目安です。年度途中の認定や給食を停止していた場合等は、実態に応じた金額を支給します。

※新入学児童学用品費は4月認定者のみ支給となります。

申請に必要な書類

必須	①就学援助申請書	市ホームページ、教育支援室窓口、宗像市立学校で入手できます。
	②通帳のコピー	通帳の表紙の裏面(銀行名、取引店名、口座番号、口座種別、口座名義人が記載された部分)をコピーし、提出してください。 申請者と同じ名義のものに限ります。前年度と同じ口座を指定する場合も必ず提出してください。
該当者のみ	▶ひとり親等の場合 ③ひとり親家庭等医療証 または児童扶養手当証書 のコピー	氏名、有効期限等 が記載された部分をコピーし提出してください。(有効期限内のものに限る) ※認定基準が緩和します。 ※どなたかおひとり分のみ提出してください。
	▶賃貸住宅に住んでいる場合 ④住居の賃貸借契約書 のコピー	物件の所在地、借主(契約者名) が記載された部分をコピーし提出してください。(契約者は生計同一世帯員に限る。) ※認定基準が緩和します。
	▶申請時に市外に家族がいる場合 ⑤住民票	申請時に 市外に住んでいる家族 (単身赴任や別居する大学生等)分の住民票が必要です。 ※氏名、生年月日が記載され、令和8年4月1日以降に発行されたもの。
	▶令和8年1月1日時点で 市外に住んでいた場合 ⑥令和8年度所得証明書	令和8年1月1日時点で 市外に住んでいる家族 (転入や単身赴任、別居する大学生等)分の所得証明書が必要です。 ※源泉徴収票では代用できません。

申請方法

郵送または教育支援室窓口にて申請

申請期間

◆集中受付期間

令和8年6月8日(月)~6月17日(水)

○この期間に申請し、認定された方のみ令和8年4月から支給の対象となります。

○郵送での提出の場合、受付期限内の消印があるもの。

(注:6月17日(水)に投函しても、書類の消印が18日(木)の場合、認定月は7月となります。)

受付時間 9:00~17:00 ※土曜日・日曜日を除く。

受付場所 市役所3階 301会議室

◆集中受付期間以降

○随時受付(申請月の翌月が認定月となりますので、令和9年2月28日が最終受付日です。)

○集中受付期間以降も郵送・窓口での申請は可能です。

受付時間 8:30~17:00 ※土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く。

受付場所 市役所3階 教育支援室窓口

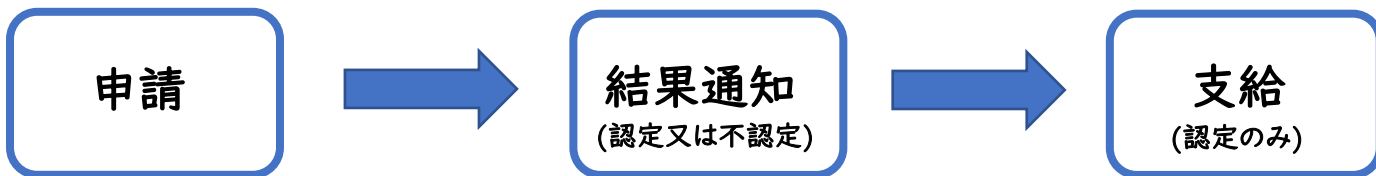
※申請時の注意事項※

○確定申告が必要な方で、申告が済んでいない方は、早急に手続きをお願いします。

申告していない場合、審査ができません。

○記載内容に不備がある場合や、添付書類がない場合は、市から問い合わせを行いますが、連絡が取れない場合は申請書を返送いたします。

申請後のながれ



※結果通知は申請月の翌月中旬頃に発送します。(集中受付期間に申請の場合は7月中旬頃発送。)

※令和8年度支給は3回を予定しています。

- ① 8月13日支給(4月~7月分)
- ② 12月24日支給(8月~12月分)
- ③ 3月4日支給(1月~3月分)

申請先/問合せ先

宗像市教育委員会

教育支援室 教育相談係(宗像市役所本館3階)

住所:〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

電話:0940-36-9610

就学援助 Q&A

Q1. 審査の基準となる所得はどの時点か。

令和8年度の申請であれば、令和7年の1月から12月分までの生計同一世帯の合計所得で判断します。

令和7年中の所得が多い場合でも、家計が急変（解雇、退職等）し、就学が困難となった場合は、変化があった時期からの収入で審査を行います。

Q2. 特別支援学校に在学する児童生徒は対象となるか。

特別支援学校に在学する児童生徒は宗像市就学援助（特別支援教育就学奨励費）の対象とはなりません。

他制度の支援がありますので、詳しくは在学する学校にお問い合わせください。

Q3. 6月の申請で不認定となったが、その後家族構成が変わった。再申請できるか。

不認定となった後でも、その後転居等により家族構成が変わった場合は再申請が可能です。再申請を希望する場合は、教育支援室までご相談ください。

Q4. 夫と離婚したため、所得状況を分けて審査できるか。

婚姻関係にあった方と離婚した場合、離婚の手続きが済んでいることと、住所が別であることをもって所得を分けて審査することができます。ただし、離婚調停中などで住所が同じでも実態は別居である場合は、弁護士等が作成した書類をもとに所得を分けて審査することも可能です。

Q5. 集中受付期間に申請をし、令和7年の所得で審査したところ不認定となったが、家計の急変で再度申請した場合4月からの認定となるか。

一度集中受付期間に申請していれば、家計の急変での申請が集中受付期間以降でも遡ることが可能です。

家計の急変があった時期が令和8年3月以前であり、認定となれば4月に遡ります。

ただし、家計の急変があった時期が令和8年4月以降であれば、変化があった翌月からとなります。

（例：7月5日に退職の場合、8月から認定。）

Q6. 同一住所で生計が別であることの証明書は何か必要か。

直近3ヶ月分の光熱水費の領収書等で、別々の支払いがあると客観的にわかるものが必要です。

領収書は同じ光熱水費の証明でなければ認められません。（家族の手書き書類は不可）

※提出の際は、光熱水費のうちどれか1種類で構いません。（電気代、ガス代、水道代等）

Q7. 生活保護基準額とは何か。

生活保護基準額とは、日常生活を送るために必要とされる最低限の生活費の目安として、国が定めている金額です。世帯の人数や年齢、住んでいる地域などによって異なります。

就学援助では、この金額の1.4倍したものを基準にして、就学援助による支援が必要かどうか判断しています。